

入札説明書

(趣旨)

第1 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)は、本売却ご案内、物件調書をよくお読みになり、現地をご確認のうえ入札に参加してください。

(入札参加資格)

第2 次に掲げる者は、入札に参加できません。

- (1) 入札参加申込書を指定した期日までに提出しなかった者。
- (2) 当該入札に係る物件に関する事務に従事する信州・長野県観光協会(以下「協会」という。)の職員
- (3) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者。
- (4) 次の各号の一に該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者。
また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。
ア. 協会との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
イ. 協会が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
ウ. 落札者が協会と契約を締結すること又は協会との契約者が契約を履行することを妨げた者。
エ. 地方自治法第234条の2第1項の規定により協会が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
オ. 正当な理由がなくて協会との契約を履行しなかった者。
カ. 前各号のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者。

(入札参加申込)

第3 入札参加希望者は、次の書類を申込期限までに協会総務部まで提出してください。

- (1) 入札参加申込書(共有の場合は連名)(本売却ご案内に掲載しています。(様式のコピー可))を使用してください。
 - (2) 住民票(直近3カ月以内に発行のもの。外国人の場合は登録原票記載事項証明書、法人の場合は法人登記簿謄本又は登記事項証明書(現在事項証明書又は代表者事項証明書))
 - (3) 印鑑証明書(直近3カ月以内発行のもの。)
- 2 郵送の場合は、書留、簡易書留又は配達記録郵便とし、申込期限までに到達したものを有効とします。

(現地説明会)

第4 物件の現地説明会は行いません。

(持参資料)

第5 入札の当日は、次の書類を必ず持参してください。

(1) 入札書

本売却ご案内に掲載の様式を使用してください(共有の場合は連名)(様式のコピー可)。

(2) 委任状(代理人の場合)

入札参加申込書に記載の本人以外(代理人)が入札に参加する場合は、入札申込者本人の委任状が必要です。

委任状は、本売却ご案内に掲載の様式を使用してください(共有の場合で全員が入札に参加できない場合、欠席者は委任状が必要です。)(様式のコピー可)

(3) 入札保証金納付書の領収書(事前に協会発行の納付書により金融機関で納付した人に限ります。)

入札保証金を事前に協会発行の納付書により金融機関で納付した人はその領収書をお持ちください。(入札保証金については次を参照してください。)

(入札保証金)

第6 入札参加者は、入札保証金として、入札金額の100分の5以上の金額を納付するものとし、その方法は次のいずれかとします。

(1) 当日、現金で納付する。

(2) 事前に協会発行の納付書により金融機関で納付する。(この方法を希望する方は、入札参加申込書(本売却ご案内に掲載の様式)の納付書希望欄に○印をつけて申し込んでください。入札申込受付後に納付書を郵送します。)

(3) 当日、金融機関が発行する自己宛小切手で納付する。

2 落札者の入札保証金は、売買契約締結時まで還付しませんが、落札者以外の入札参加者の入札保証金は、入札終了後に還付するものとし、その方法は次のとおりとします。

(1) 当日、現金で納付した場合は、納付時に発行した預り証書と引換えに現金を還付する。

(2) 事前に協会発行の納付書により金融機関で納付した場合は、還付請求書に基づき、入札人の指定する金融機関の口座に振り込む方法により還付する。(手続き上、口座振込みまで一定の日数を要しますのでご了承ください。)

(3) 当日、金融機関が発行する自己宛小切手で納付した場合は、納付時に発行した預り証書と引換えに同自己宛小切手を還付する。

3 入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間の利息について、入札参加者はその支払いを請求することができません。

(入札)

第7 入札書には、入札参加者の住所、氏名(法人の場合は所在地、名称及び代表者名)を記入の上、実印で押印してください。(共有名義の入札の場合は全員の住所、氏名を記入の上、押印してください。)

2 金額の記入は、黒のボールペンで算用数字を用い、最初の数字の前に「金」若しくは「¥」の文字を記入してください。

3 代理人が入札する場合は、入札書の入札者住所氏名を記入(入札者の押印は要りません。)するとともに代理人の住所氏名を記入の上、押印してください。

4 入札書は、入札執行者の指示により提出してください。(封筒は不要です。)

5 いったん提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(入札の無効)

第8 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札した入札書
- (2) 同一人が2通以上の入札した入札書
- (3) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (4) 金額を訂正し、訂正印(入札者氏名欄に押印した印鑑と同一のもの)のない入札書
- (5) 記名、押印のない入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (7) 郵送による入札書
- (8) 納付した入札保証金の額が、入札金額の100分の5に達しない場合の当該入札書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

(開札)

第9 開札は、入札場所において、入札終了後直ちに入札参加者立ち会いにより行います。入札参加者が開札に立会わない場合には、協会が指定した者を立会いさせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。

- 2 開札した結果、落札者がある場合は、その者の氏名(法人の場合はその名称)及び金額を、また落札者がいない場合はその旨を、開札終了後直ちに入札参加者へお知らせします。

(落札者の決定)

第10 落札者は、協会が事前に公表する最低売却価格(予定価格)以上の最高価格を入札した者とします。

ただし、落札者となる同価の入札者が二人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

なお、同価入札をした者は、くじを引く義務を有し、これを辞退することはできません。くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係ない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。

(契約の締結)

第11 落札者は、落札決定の日から10日以内に別紙様式(本売却ご案内に掲載しています)の売買契約書により契約を締結しなければなりません。

- 2 落札者が期日までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は協会に帰属することとなり、返還されません。

(契約保証金)

第12 落札者は、売買契約締結に際し、契約保証金として契約金額の100分の10以上に相当する金額を、協会が発行する納入通知書により納付しなければなりません。この場合、入札時に納付した入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。

- 2 契約保証金は、売買代金完納後、落札者に返還します。

なお、落札者は契約保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間の利息の支払いを請求することができません。

また、落札者の申し出により、返還すべき契約保証金を売買代金の一部に充当することができます。

(売買代金の納付)

第13 売買代金(契約保証金を充当する場合は、その額を除いた額)は、協会が発行する納入通知書により平成 年 月 日()までに納付しなければなりません。

2 売買代金が期限までに納入されない場合は、契約は解除され、落札者が納付した契約保証金は協会に帰属することとなり、返還されません。

(所有権の移転等)

第14 売買代金が完納したときに所有権が移転します。

2 所有権の移転登記は、協会が行います。

3 売買契約書(2通中1通)に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税、その他本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

(個人情報の取扱い)

第15 入札参加申込の際に取得した個人情報については、地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく入札参加者の資格審査など入札に関わる事務に利用するものであり、その他の目的では一切使用しません。

(入札の中止等)

第16 入札は、協会の都合により延期又は中止することがあります。